

乳酸カリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての
御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成24年11月27日～平成24年12月26日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 御意見・情報の概要及び添加物専門調査会の回答

	御意見・情報の概要※	専門調査会の回答
1	<p>1. 本件審議結果案第29ページは、「乳幼児向け食品に添加物「乳酸カリウム」並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、代謝性アシドーシスをもたらす懸念があるため、適切な措置が講じられるべきである」としています。</p> <p>そして、同ページは、「D-乳酸の尿中排泄量が1歳時に最も高く、4歳頃までに減少するという知見がある」としています。また、前記の記載は、「乳児」（児童福祉法では、1歳未満）ではなく、「乳幼児」という文言を使っています。</p> <p>そうすると、「母乳代替食品及び離乳食に使用してはならない」といった措置だけでは、不十分であると判断したと理解してよいのでしょうか？</p> <p>2. 前記の記載中「並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物」は、本件評価の対象外の添加物についての判断であることから、削るべきだと思います。</p>	<p>1. 食品安全委員会添加物専門調査会においては、今後実施されると考えられるリスク管理措置について、御指摘のような判断は行っておりません。リスク管理措置については、食品安全委員会によるリスク評価結果を基に、リスク管理機関である厚生労働省において検討され、実施されることとなります。</p> <p>2. 御指摘のとおり、評価要請者である厚生労働大臣から食品健康影響評価を依頼されたのは添加物「乳酸カリウム」ですが、食品安全委員会添加物専門調査会においては、添加物「乳酸カリウム」に含まれる乳酸イオンについて乳幼児に代謝性アシドーシスをもたらす懸念が認められたことから、同様に乳酸イオンを含む「乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物」についても、添加物「乳酸カリウム」と同様の措置が講じられるべきであると判断しました。</p>

	御意見・情報の概要※	専門調査会の回答
2	<p>資料は良く整理され内容は分かり易い中、以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 当委員会に判断は妥当と思われます。</p> <p>2. EU では D-体および DL-体の乳児ならび 3 才までの乳幼児に向け使用は制限されているにも拘らず、日本では細かい配慮がなされていない案件について、問題があると思われます。行政側としても、日本の未来を担うであろう乳児ならび 3 才までの乳幼児に対する健康問題として、真剣な議論があることを望みます。</p> <p>3. またステアロイル乳酸ナトリウムについては、十分な毒性情報が開示されている様子が窺えない中、当該物質に対する委員会の最終結論は時期早々と感じました。</p> <p>可能な限り、企業側からの毒性情報の提供をしていただくことを望みます。</p>	<p>1. 御意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>2. 食品安全委員会添加物専門調査会においては、添加物「乳酸カリウム」について検討を重ね、乳幼児向け食品に添加物「乳酸カリウム」並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、乳幼児に代謝性アシドーシスをもたらす懸念について議論いたしました。食品健康影響評価にはその議論の結果が反映されております。</p> <p>使用基準等のリスク管理措置に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。</p> <p>3. 添加物「ステアロイル乳酸ナトリウム」については、2008年7月10日付けで食品健康影響評価結果を評価要請者である厚生労働大臣に通知しております。</p> <p>今回評価を実施した添加物「乳酸カリウム」の食品健康影響評価において、乳幼児向け食品に添加物「乳酸カリウム」並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、代謝性アシドーシスをもたらす懸念が考えられたため、乳酸を含む添加物「ステアロイル乳酸ナトリウム」についても検討を行ったところ、その推定摂取量が十分少ないこと等から、添加物「ステアロイル乳酸ナトリウム」の食品健康影響評価結果を変更する必要はないと判断しました。</p>

※頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。